

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの事業基盤である雑誌の定期購読サービスは、購読者より信頼を得ることが基本的な成立要件であり、購読者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社が外部環境変化の著しいインターネット業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

基本原則の全てを実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
カルチュア・エンタテインメント株式会社	980,440	30.68
西野 伸一郎	903,700	28.28
神谷 アントニオ	105,537	3.30
中村 得郎	54,100	1.69
新沼 吾史	53,000	1.65
合同会社581Wilcox Ave.	51,400	1.60
株式会社丸喜堂	44,000	1.37
株式会社SBI証券	42,411	1.32
日名 耕太	40,000	1.25
吉岡 裕之	31,700	0.99

支配株主(親会社を除く)の有無	――
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明更新

- 大株主の状況は、2020年12月31日現在の状況です。
- 割合は持株比率を記載しております。
- 持ち株比率は、自己株式118,979株を控除して計算しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	12月
-----	-----

業種	小売業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は親会社、支配株主を有していませんが、当社の筆頭株主であり、当社を持分法適用の関連会社としているカルチュア・エンタテインメント株式会社は、当社のその他の関係会社に該当するため、同社は当社の親会社等に該当いたします。

当社は親会社等グループとの取引に当たっては、取引を行う理由について合理性があること、及び取引条件の妥当性(他の取引先と同等条件であるか、もしくは、当該取引に代替性がないもの)があることが担保され、当社の利益が損なわれる状況にないもの以外は、これを行わないことを基本方針としております。

また、取引を行う場合、取引条件については一般的な取引条件を勘案し、両社協議の上、取引条件を決定しており、取引内容及び条件の適正性について、少数株主の利益を害することのないように努めております。

なお、会社経営の健全性、公正性を担保するため、一般的な取引条件と異なる条件で行う関連当事者取引については、取締役会での承認を受けることとしております。

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
大宮 敏靖	他の会社の出身者							○	○			

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
大宮 敏靖		社外取締役大宮敏靖は当社大株主であり、当社のその他の関係会社であるカルチュア・エンタテインメント株式会社の社外取締役、カルチュア・エンタテインメント株式会社が属するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社グループに属する株式会社徳間書店、株式会社主婦の友社の取締役副社長、株式会社C・パブリッシングサービスの代表取締役社長、主婦の友図書株式会社の社外取締役であります。	複数の出版社の経営の経験と知識を生かして当社経営を指導していただくため、社外取締役に適任と判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

それぞれの監査の実効性を高めるために監査役と内部監査担当部門は一月に1回、監査役、内部監査担当部門と東陽監査法人とは適宜必要に応じて意見交換を行い、監査計画の共有、監査結果の報告、情報共有、意見交換等の緊密な相互連携の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山本 由美子	税理士													
深町 周輔	弁護士													
遠山 孝之	他の会社の出身者									○	○			

- ※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d 上場会社の親会社の監査役
e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 由美子	○	----	税理士としての経験、知見を当社監査機能の充実に活かして頂くため、社外監査役に適任と判断しております。 同氏と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。
深町 周輔	○	----	弁護士としての経験、知見を当社の監査機能の充実に活かして頂くため、社外監査役に適任と判断しております。 同氏と当社との間に重要性がある取引等はありません。したがって、同氏は一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員に適任と判断しています。

遠山 孝之	社外監査役の遠山孝之は当社大株主であり、その他の関係会社であるカルチュア・エンタテインメント株式会社の子会社である株式会社美術出版社の代表取締役、カルチュア・エンタテインメント株式会社が属するカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社のグループ会社である株式会社BTCompanyの代表取締役、CCCアートラボ株式会社の取締役であります。	豊富な出版社の経営、監査役経験を当社の監査機能の充実に活かして頂くため、社外監査役に適任と判断しております。
-------	---	--

[独立役員関係]

独立役員の人数	2 名
その他独立役員に関する事項	
――	

[インセンティブ関係]

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

該当項目に関する補足説明
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の従業員
-----------------	-------------------------------

該当項目に関する補足説明
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の従業員を対象に、当社の経営監視機能強化による当社の企業価値向上への貢献度を勘案して社外監査役を対象にストックオプションを付与しております。付与数に関しましては、役職、勤続年数、会社への貢献度等を総合的に勘案して決定しております。

[取締役報酬関係]

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない
------------------	---------------

該当項目に関する補足説明
報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、取締役及び監査役の報酬等はそれぞれを総額にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容
当社の取締役報酬及び監査役報酬については、株主総会で報酬額総額の上限(総枠)の決議を得ております。当該報酬の範囲内で、役位や会社への貢献度等を勘案して、取締役については取締役会決議に基づき、年度予算の枠内で代表取締役社長に一任し、監査役については監査役会で協議の上、個別報酬額を決定しております。

[社外取締役(社外監査役)のサポート体制]

社外取締役及び社外監査役の業務については、適宜、経営管理グループにてサポートを行っております。また、社外監査役は随時、内部監査担当部門、各部門、会計監査人との情報交換を行っております。
社外取締役に対しては経営管理グループより適宜電子メール等により情報伝達を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

a 取締役会・役員体制
当社の取締役会は、本書提出日現在、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されております。取締役会は原則月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、迅速な経営上の意思決定を行える体制としております。取締役会は、法令、定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに各取締役、各部門のグループ長の業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役会の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b 監査役会・監査役

当社は、会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査役会は、監査役3名（うち社外監査役3名）で構成され、原則として毎月定例で取締役会開催後に開催しております。

監査役は取締役会に出席するほか、内部監査担当部門長から当月の内部監査状況の報告を受けるほか、適宜、会計監査人と情報交換、意見交換を行い、監査機能の向上を図っております。

また、内部監査担当部門長からの報告、取締役会への出席を通して疑問を持った内容等について、適宜、担当取締役、担当ディレクターに確認をとり、必要に応じて個別に面談し、状況把握及び意見具申を行うことで、常に業務執行を監視できる体制となっております。

c 内部監査

当社は、小規模組織のため、独立した組織としての内部監査部署は設置しておりませんが、経営管理グループ（担当者1名）とシステムグループ（担当者1名）が監査計画に基づき監査を実施しております。当社の全部門及び全子会社を対象として内部監査を実施しており、監査結果は、実施した都度、代表取締役社長及び実施部署へ報告を行っており、監査役にも監査実施状況を報告しております。

d 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、株主に対する説明責任を果たすために、迅速かつ適切な情報開示の実施と経営の透明性の確保を重視しており変化の速い経営環境に対応して、迅速な意思決定及び業務執行を可能とする経営体制を構築するとともに、経営の効率性を担保する経営監視体制の充実を図ることを目的として、上記のガバナンス体制を実施しております。取締役5名のうち1名の社外取締役、監査役3名全員を社外監査役として選任し、独立・公正な立場から当社の業務執行を監督する体制をとることで、透明性の高いガバナンス体制を維持できると考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	決算業務の早期化を図り、招集通知の早期発送に取り組んでまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は12月決算であり、上場企業に多い3月決算ではないため、集中日に株主総会を開催する懸念は少ないものと認識しておりますが、実際の開催日に関しましても集中日を避けるよう留意してまいります。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき事項として考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき事項として考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項として考えております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社IRサイトにおいて掲載いたします。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	昨年度は開催しておりませんが、証券会社等主催の個人投資家向け説明会について、引き続き、参加等を検討してまいります。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び第2四半期決算発表後(年2回以上)に、決算説明会を開催する予定であります。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家からのIR面談依頼に対しての個別面談や国内外の各種カンファレンスへの参加等を検討してまいります。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、適時開示・任意開示情報、決算説明会で使用した資料等は、適宜、当社IRサイトに掲載する予定であります	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRに関する業務は経営管理グループにて担当いたします。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーを当社IRサイトに掲載いたします。当社はステークホルダーに対し、決算発表後における株主説明会等を通じ、適時適切に情報を提供する機会を設けていく方針です。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムの整備に関する基本方針

当社及び当社の子会社（以下、「当社グループ」という。）は会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り当社の業務の適正を確保する為の体制を整備しております。

(1)当社グループの取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、取締役会規程などに定められた行動規範・職務権限等に基づき、適切に職務の執行を行う。監査役は、取締役会等の重要会議に出席するなど法令に定める権限を行使し、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運用しているかを会計監査人等と連携・協力の上、監視し検証する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、法令及び社内規定に基づき、文書等に記録し、保存する。必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が、常時これらの文書等を閲覧・謄写できるものとする。

(3)当社グループの損失の危険の管理に関する規定その他の体制

当社グループの企業としてのリスクに対応するため、リスク毎に適切な処置を行う。また、必要に応じてリスク管理の観点から社内規程類の整備を行う。

(4)当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループでは、全社的な目標として中期経営計画及び各年度予算を策定し、当社の各部門および当社の子会社は、この計画を達成するための具体的な施策を立案し実行する。

当社は、定例取締役会を月1回開催するほか必要に応じて臨時に開催する。

取締役は、取締役会規程の職務権限・意思決定に関する規定に基づき、適正かつ効率的に担当する職務の執行を行う。

(5)使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会は、企業統治を一層強化する観点から、実効性のある内部統制システムの構築と会社による全体としての法令・定款順守の体制の確立に努める。

(6)当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社等の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」に基づき、当社取締役会において協議し、承認するとともに、経営内容を的確に把握するために報告事項を定め、定期的に報告をする。

また、業務遂行が法令または定款に適合することを確保するための内部監査については、当社の内部監査を担当する部署が関連規程等に基づき実施する。

(7)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の求めに応じ、必要人数の使用人を配置する。また、当該監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保する為、監査役補助使用人の異動・人事考課等は予め監査役と事前協議し、同意を得るものとする。当該使用人は、取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものとする。

(8)当社及び当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する職務の執行状況について報告を行う。また、監査役から事業の報告を求められた場合には迅速かつ確に対応し、監査役に協力する。当社は、監査役へ報告した当社または子会社の取締役、監査役及び使用人に対し、通報または相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止する。

(9)監査役が職務の執行について生じる費用の前払または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払う。

(10)その他監査役が監査を実効的に行われることを確保するための体制

取締役は監査役及び監査役会が、監査法人、内部監査人と連携を保ちつつ効果的かつ効率的に監査を実施できるような環境を整備する。

(11)財務報告の信頼性を確保するための態勢

当社は財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制が有効に機能する体制を構築、整備、運用する。また、内部監査を担当する部門は、財務報告に係る内部統制について監査を行う。

(12)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び整備状況

当社グループは社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、一切の利益を供与しません。また、経営管理グループに不当要求防止責任者を設置しており、不当要求等が生じた場合には、経営管理グループを窓口として、速やかに所轄警察署、顧問弁護士等と連携して適切な措置を講じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、コンプライアンス憲章を定め、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する方針を取っております。

また、反社会的勢力対応マニュアルを定め、反社会的勢力との一切の接触を禁止するとともに、反社会的勢力による民事介入暴力が発生した場合の対応を定めております。

1. 買収防衛策の導入の有無

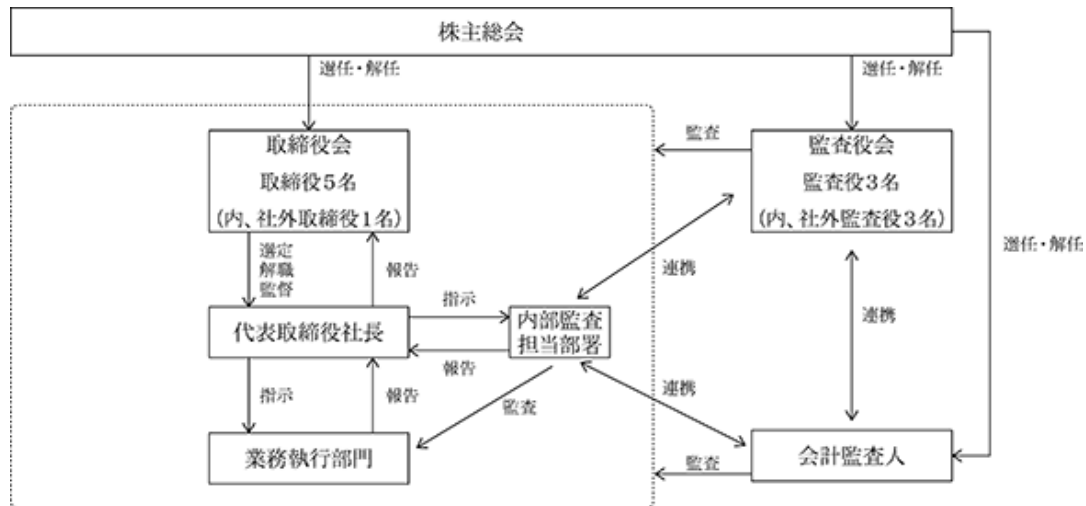
買収防衛策の導入の有無

なし

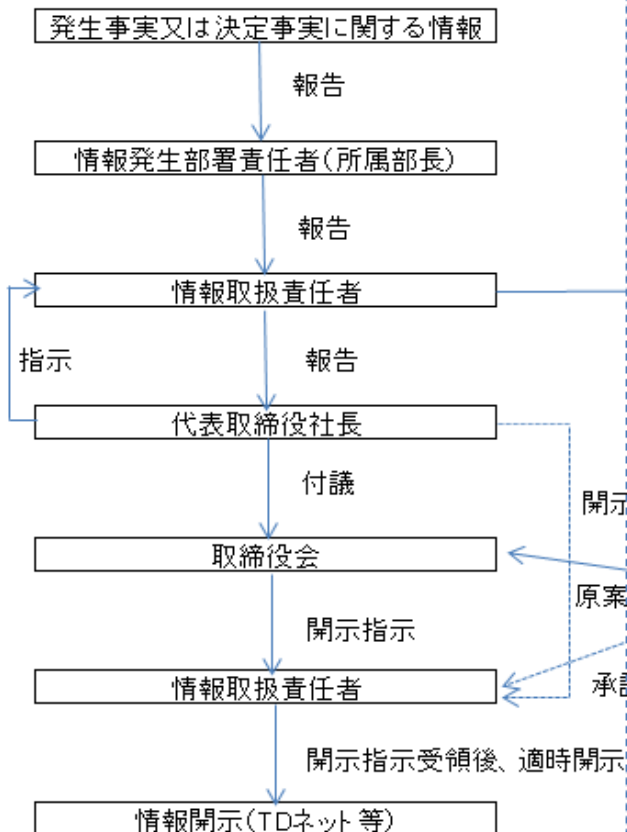
該当項目に関する補足説明

当社は現在、買収防衛策の導入予定はありませんが、将来においては導入の検討を行う可能性があります。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



< 情報伝達のフロー >



< 開示書類作成 >

※ 実線 = 決定事実、発生事実共通
点線 = 発生事実のみ

